

11. マイク・プロジェクターの使用

注意事項

- ・事前に「マイク・プロジェクター設置依頼書」を提出している団体以外は、教室に備え付けてあるマイク、プロジェクターを使用することはできません。**当日の申請は一切認めることができません。**
- ・マイク、プロジェクターの設置は業者が行います。**混雑する恐れがあるので、余裕をもって学生課（p.43『構内図』参照）に行き、設置を依頼してください。**

マイクの使用に関する注意事項

- ・教室内で使用することができるマイクは「マイク・プロジェクター設置依頼書」に記載されているもののみです。持込のマイクを使用することはできません。

プロジェクターの使用に関する注意事項

- ・プロジェクターをパソコンに接続するための 15 ピンのアナログ RGB ケーブル、音声ケーブルは各団体で用意してください。なお、以下の教室でのみ HDMI ケーブルも使用することができます。

5号館	5401～5404、他5号館小教室
6号館	6208
7号館	7210
8号館	8201～8207、8301～8303、8306～8308

- ・使用時間の延長が認められていない場合、当日のプロジェクターの使用可能時間は、企画実施時間中に 2 時間、リハーサルに 1 時間の計 3 時間までです。
- ・**当冊子裏の企画情報シートに記載されている時間帯以外にプロジェクターを使用することはできません。** 使用時間を変更する際は、事前に当委員会に連絡してください。